

2005年10月6日

北海道大学
総長 中村 睦男 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 坂下 明彦

給与の支払形態が日給の契約職員の日給額 及び 短時間勤務職員の時給額改善に関する団体交渉申し入れ書

給与の支払形態が日給の契約職員及び短時間勤務職員の時給は、以下の算式により算出した額となっている。

日給額 = $\{(\text{俸給月額} + \text{調整手当}) \times 12\} \div (52 \times 40) \times (1 \text{日の勤務時間数})$

時給額 = $\{(\text{俸給月額} + \text{調整手当}) \times 12\} \div (52 \times 40)$

この算式は、文部科学省大臣官房人事課長通知「非常勤職員の給与について」(平成13年3月26日 12文科人第242号)の内容をそのまま適用したものである。

国立大学法人となった北海道大学は、2004年4月から国家公務員法は非適用となり労働基準法が適用されている。両法による「休日の考え方」は異なっており、年間の「労働日数」が異なる。国家公務員法では、「祝日、年末年始の休日は勤務日」であるが、労働基準法では、「祝日、年末年始の休日は土日と同じ労働時間の割り振りのない日」である。すなわち、前者の「労働時間」は「52週×40時間=2080時間」であるが、後者の「労働時間」は「1944時間」である。

給与の支払形態が日給の契約職員及び短時間勤務職員の時給は、労働基準法に準拠して行うべきである。契約職員及び短時間勤務職員の休日については、それぞれの就業規則で「(1)土曜日及び日曜日、(2)国民の祝日に関する法律に定める休日、(3)12月29日から翌年1月3日までの日」と定められている。また、正規職員の「日割計算」(職員給与規程第6条)では、当初から労働基準法に準拠して算出している。

よって、下記の「要求事項」で早急に団体交渉に応じるよう要求する。

要求事項

1. 給与の支払形態が日給の契約職員及び短時間勤務職員の時給額の算式の分母を「2080(時間)」から「1944(時間)」に改めること
2. 上記算式を2004(平成16)年4月から遡及すること